

野田市地域防災計画 修正のポイント

1. 修正の趣旨

市では、市域における災害に対処するために、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関、市民及び事業者の処理分担すべき事務、業務又は任務を定めた総合的かつ基本的な計画である「野田市地域防災計画」を策定しています。

当該計画は、平成23年3月の東日本大震災での教訓、国や県の上位計画の見直し等を踏まえて、平成25年8月に修正したところです。

しかし、修正と同時期の平成25年6月に災害対策基本法が、平成25年5月に気象業務法がそれぞれ改正されました。改正内容の内、基本理念等の反映できるものは、現計画に含まれており、「避難行動要支援者」など、反映できなかった改正について、見直しを行うものです。

2. 修正のポイント

(1) 災害対策基本法の改正内容の反映

避難行動要支援者名簿の作成、地区防災計画、屋内退避等の安全確保に関する措置の導入等

(2) 気象業務法の改正内容の反映

特別警報の導入

3. 主な修正内容

【避難行動要支援者名簿の作成について】

○災害時の避難に関し、特に配慮を要する避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、地域防災計画に定めることとされました。避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等の支援関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする仕組みについて、市計画に明記します。

【地区防災計画について】

○自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地域の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の制度が創設されたことから、市計画に明記します。

【特別警報について】

○数十年に一度の大雨等が予想される時に発表する特別警報が新設されたことから、市計画に明記します。